住所　千葉市若葉区千城台南３丁目２番６―304号
韓麗新　昭和41年７月18日生
李媛媛　平成５年１月９日生
住所　千葉県船橋市前原西２丁目４番14号
馬強　昭和55年11月10日生
住所　千葉県茂原市茂原601番地２
馮春容　昭和49年８月３日生
住所　横浜市鶴見区鶴見中央２丁目３番13号
伍詠怡　平成５年10月18日生
住所　東京都台東区根岸５丁目８番25―611号
黄靚**玭**　平成４年４月２日生
住所　東京都江東区亀戸９丁目34番１―504号
許小華　昭和51年１月12日生
住所　大阪市生野区生野東３丁目７番44号
玄惠子　昭和47年５月30日生
任旺晋　平成４年10月26日生
任裕大　平成12年７月17日生
住所　北九州市小倉南区下石田２丁目３番10―３号
文星月　昭和52年９月４日生
住所　東京都文京区白山５丁目15番８号
佟乃超　昭和47年12月23日生
住所　横浜市金沢区並木１丁目３番２―607号
カレン・ﾐｳﾗ・ﾐｽﾞﾓﾄ　昭和41年１月８日生
アリサ・ﾄｲﾐ・アルブルケケ・ミウラ　平成９年10月27日生
フランコ・タケシ・アルブルケケ・ﾐｳﾗ　平成13年11月８日生
ﾁﾄﾐ・アルブルケケ・ﾐｳﾗ　平成18年１月17日生
住所　福島県伊達市諏訪野２丁目２番地14
金勝利　昭和40年10月28日生
朴信光　昭和42年２月26日生
金**尚**平　平成13年９月11日生
金玄汰　平成13年９月11日生
住所　大阪市平野区長吉六反４丁目９番55号
タッパナポーン・ブンヤティーラ　昭和47年１月26日生
住所　長野市大字高田505番地１
ライ・メン・ﾆｮｰ　昭和38年９月23日生
住所　神戸市西区玉津町今津209番地３
金圭介　昭和56年１月21日生
住所　神戸市灘区岩屋北町７丁目１番23号
崔洛聿　昭和45年12月23日生
住所　神戸市北区鈴蘭台南町５丁目４番31号
姜千惠子　昭和32年８月29日生
住所　沖縄県中頭郡西原町字千原59番地
金哲秀　昭和61年４月25日生
住所　札幌市豊平区豊平１条８丁目１番２―306号
金健太　昭和63年６月19日生
住所　静岡市葵区両替町１丁目３番地３
金聖廣　昭和52年11月21日生
住所　横浜市港北区岸根町412番地１
ウイタナラッチ・ラﾆﾂ・ラﾏﾗカ　昭和45年６月11日生
住所　横浜市保土ケ谷区岩井町88番地６
虞旦佩　昭和57年７月31日生
住所　横浜市瀬谷区瀬谷４丁目８番地11
ｼﾞｮｰ・ローシャン・アリー　昭和40年８月４日生
住所　横浜市泉区上飯田町2619番地
グｪン・ティ・ﾘック・ティﾋｴﾝ　昭和63年７月19日生
住所　山形県米沢市相生町７番45号
李淑霞　昭和41年９月24日生
住所　福岡市東区舞松原４丁目６番1123号
尹航　昭和54年６月３日生
尹爍銘　平成20年８月18日生
住所　岡山県総社市井尻野1558番地３
張暁傑　昭和48年５月19日生
住所　神戸市灘区篠原本町３丁目８番17号
朴幸代　昭和46年４月25日生
住所　神戸市北区有野町唐櫃106番地17
沈望　昭和57年１月17日生
住所　神戸市兵庫区会下山町３丁目６番７―302号
鄭健一　昭和44年６月15日生
住所　兵庫県姫路市安田４丁目165番地１
吳暁文　昭和42年９月19日生
住所　神戸市北区南五葉３丁目８番35―106号
鄭麻美　昭和61年２月12日生
住所　東京都練馬区向山１丁目８番11号
宋佩娟　昭和38年５月15日生
住所　大阪市此花区高見１丁目７番15―1306号
車**勇**　昭和51年３月13日生
住所　大阪市生野区巽北１丁目22番７号
李勇熙　昭和63年10月25日生
住所　大阪市淀川区木三東１丁目４番22号
玄春美　昭和42年４月４日生
住所　大阪府八尾市八尾木５丁目33番地
趙**隼**　昭和45年10月21日生

○外務省告示第五百二十一号

平成二十一年十月二十一日にラバスで、ボトシ市リオ・サンファン系上水道施設整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がボリビア多民族国政府との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　ボトシ市リオ・サンファン系上水道施設整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

２　贈与の限度額　十三億千六百万円

３　贈与の供与期限　平成二十六年十二月三十一日まで

４　署名者

日本側　田中和夫在ボリビア大使
ボリビア側　デダビッド・チョケワンカ・セスペス外務大臣

平成二十一年十一月九日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第五百二十二号

平成二十一年十月二十日に東京で、円借款の供与に関する次の書簡の交換がボスニア・ヘルツェゴビナ閣僚評議会との間に行われた。

平成二十一年十一月九日

外務大臣　岡田　克也

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、ボスニア・ヘルツェゴビナの経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とボスニア・ヘルツェゴビナ閣僚評議会の代表者との間で最近到達した次のとおりの了解を確認する光栄を有します。

１　百二十六億三千三百万円（一二、六三三、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、ウグレヴィック火力発電所排煙脱硫装置建設計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ボスニア・ヘルツェゴビナ閣僚評議会に供与されることになる。

２　(1)　借款は、ボスニア・ヘルツェゴビナ閣僚評議会とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　利子率は、年〇・五パーセントとする。ただし、(b)にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後八年とする。

(d)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(2)　(1)(d)に規定する支出期間は、日本国政府及びボスニア・ヘルツェゴビナ閣僚評議会の関係当局の同意を得て延長することができる。

３　(1)　借款は、ボスニア・ヘルツェゴビナの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国においてそれらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われるものであることを条件とする。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、日本国政府及びボスニア・ヘルツェゴビナ閣僚評議会の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。